

業務説明書

1. はじめに

1610年の名古屋城築城と時を合せて開削された堀川では、名古屋市を代表する河川にふさわしい水辺空間と河川沿いのまちづくりと一体となった整備をすすめるため、平成元年3月に堀川総合整備構想が策定されています。その中で、納屋橋地区は、遊歩道や親水広場等の河川敷地を有効に活用し、河川敷地に隣接する建物等との調和を図ることにより、より一層うるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりをすすめるエリアと定められています。

河川敷地は流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水被害を除却・軽減させるためのものであり、原則としてここでの物販行為やイベント実施等は禁止されていますが、平成16年3月23日付け国土交通省事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」によって、これらの行為を社会実験として実施することが可能となりました。

これを受け、納屋橋地区の河川敷地を有効に活用し、賑わい創出や魅力あるまちづくりをすすめていくために、平成17年3月より河川敷地占用許可を受け、オープンカフェやイベント実施を可能とする社会実験を実施してきました。

こうした中、平成23年3月、河川敷地占用許可準則の改正（参考資料①「**河川敷地占用許可準則の一部改正**」参照）が施行されたことにより、これまでの社会実験での取り組みを本格的に事業として実施するため、平成23年度に業務委託事業者を公募しました（委託期間は、平成24年度から3年間）。その結果、継続的にオープンカフェが実施されるとともに、舟運との連携や河川空間を活かしたイベント等も実施（参考資料②「**使用実績**」参照）され、納屋橋地区が堀川の賑わい創出の場として定着しています。

2. 公募の目的

納屋橋地区は、名古屋の商業地の中心地域にあり、また、名古屋駅と栄を結ぶ中間に位置しているだけでなく、船着場（ピア納屋橋）からの船等を利用して上下流の沿川地域にもつながる、名古屋のまちのクロスポイントにあります。オープンカフェやイベント等の取組みを発展させ、これまで以上に水辺空間と河川沿いのまちとが一体となった賑わい創出や魅力向上・発信が必要だと考えています。

今回、河川敷地の利活用をさらにすすめるにあたり、地域のまちづくりと一体となって魅力を発信し、より多くの人々が堀川を訪れ、時を過ごし、堀川に愛着を持つ機会を提供すべきと考えています。そのために実行すべき河川敷地の利活用方策や事業PR等広報戦略についてアイデアを募るものです。

一方で、河川敷地は治水のための重要な空間でもあり、利活用をすすめるうえで守らなければならないルールがあります。一般の人には難解とも思える関係法令等を理解したうえで、利活用をすすめる必要があります。これらの主旨に賛同し、個人・団体の利益追求だけでなく、公共の利益を追求しつつ、賑わい創出と地域の魅力向上に取り組むことのできる団体の参画を求めています。

3. 対象区間

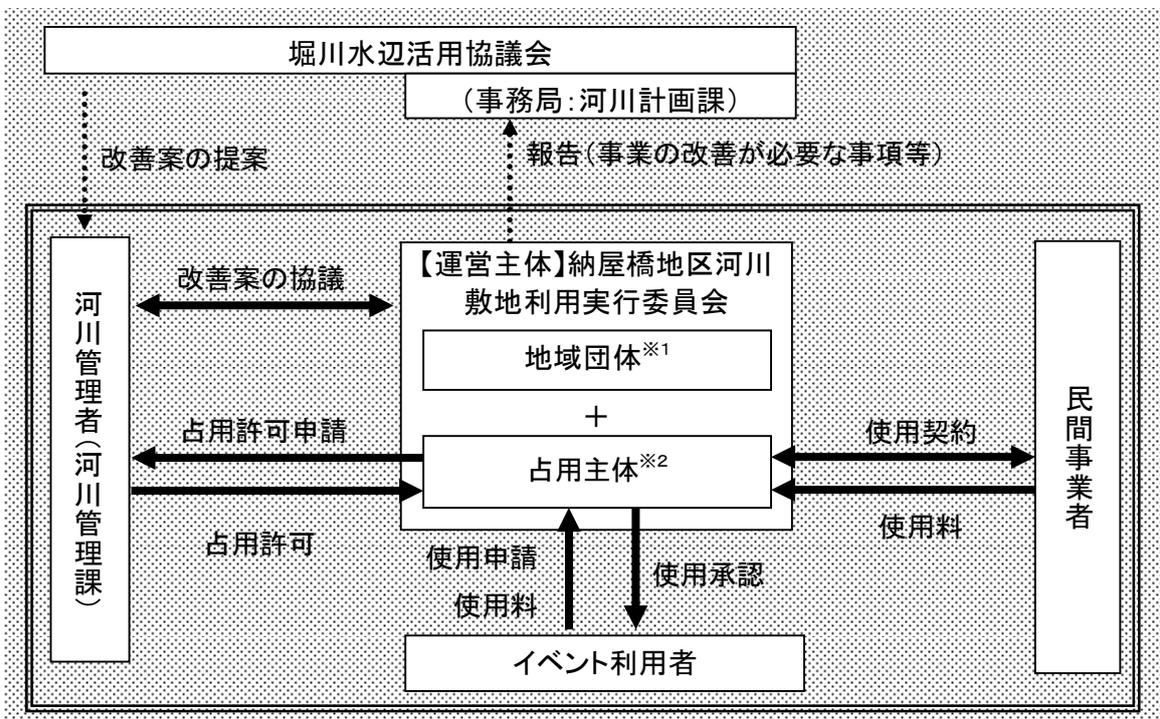
名古屋市が河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」として指定されている堀川錦橋～天王崎橋とします（参考資料③「都市・地域再生等利用区域指定図」参照）。

4. 履行期間

本業務の履行期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

5. 業務体制

河川敷地占用許可準則に基づく堀川納屋橋地区の都市・地域再生等占用主体（以下、「占用主体」という）の役割を果たしつつ、堀川納屋橋地区の地域団体等と共に納屋橋地区河川敷地利用実行委員会（以下、「実行委員会」という）を形成し、業務に取り組めます。



※1 地域団体とは、以下 8 団体のことをいう。

納屋橋銀座発展会、広小路中央商店街振興組合、広小路西通一丁目商店街振興組合、
広小路名駅商店街振興組合、栄学区区政協力委員会、御園学区区政協力委員会、
新明学区区政協力委員会、六反学区区政協力委員会

※2 占用主体とは、今回公募によって選定する都市・地域再生等占用主体及び運営主体事務局の役割を担う者をいう。

6. 業務内容

占用主体の役割を果たしつつ、運営主体となる実行委員会の事務局として、以下業務を実施するものとします。業務の中で、今回の公募の提案内容を行うことによって、納屋橋地区の賑わい創出や魅力向上に資するものとします。

(1) 納屋橋地区河川敷地利用実行委員会の運営

本業務は、都市・地域再生等占用主体と、納屋橋地区の地域団体が構成される実行委員会を運営主体として実施するものです。これは河川敷地の利活用を推進する運営主体として地域団体が関わることで、周辺のまちづくりと一体的な河川敷地利用の可能性が広がり、将来的には、地域主体の魅力あるまちづくりへ発展していくことを期待するものです。

これらの主旨を理解したうえで、運営主体事務局として実行委員会を運営します。実行委員会の開催形式は問いません。運営にあたっては、事業計画を作成し、構成員である地元団体と連携し、意見を積極的に吸収し、本事業をより効果的に実施するようにしてください。

(2) 河川敷地の利活用に関する業務

① 事業PR及びイベントPR

堀川や納屋橋地区の魅力をPRすると共に、納屋橋地区の賑わいづくりや魅力向上に資するイベントやオープンカフェ等の本事業を広報PRします。PRにより、多くの事業者等に、河川敷地でのイベントやオープンカフェ実施の魅力やメリットを伝え、当地区での実施につなげるものです。

また、対象区間で開催されるイベント等の広報PRを行います。PRにより、地区の住民はもとより、より多くの市民や観光客に、当地区の河川敷地でのイベント情報などを知って、イベントなどに参加していただくとともに、堀川に愛着を持っていただくことを期待するものです。

② 使用契約事務手続き

納屋橋地区での河川敷地使用方法、使用料金、審査基準等をチラシやウェブサイト等で分かりやすく案内し、事業者からの相談、申請受付、使用契約の締結、使用料の徴収、支出管理等を行います。なお、使用契約の種別は、長期利用及び短期利用の2種類とします。契約等は、「堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準」に基づき、実施します（参考資料④「**堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準**」参照）。基準が改正された場合、名古屋市（河川計画課）と協議し、対応を決定します。

使用契約をした場合、契約書類の写しを、名古屋市（河川計画課、河川管理課、土木事務所）へ速やかに送付するとともに、堀川ギャラリーにイベント情報等として情報提供をします。

また、イベント当日は、基準に合致して、適正に使用されているかを確認し、必要に応じて指導監督します。

なお、平成27年3月末までの占用主体（以下「前占用主体」といいます）と事業者とすでに使用契約がされているイベント等については、契約を承継します。また、前占用主体が既に申込みを受付けたイベント等については、受付以降の他のイベント申込みよりも優先して取扱います。

（３）納屋橋地区のにぎわい創出業務

（２）の使用料は、納屋橋地区における、維持管理もしくは良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとしております。その方策を企画し、実行委員会に諮ったうえで実施します。

なお、従来、占用区域でのイルミネーション、植栽等に充てていますが、その他に、維持管理もしくは良好な水辺空間の保全、創出を図ることにつながるものであれば、イベント費、広告費等に充てることも可能です（参考資料⑤「**使用料の使途**」参照）。

また、このほか、堀川納屋橋地区の賑わい創出や魅力向上をはかるため、公募の企画提案内容を実施します。

（４）その他業務

① 事業報告

事業の実施状況（イベント実施実績（イベント名称、実施日、実施場所、集客人数等）、事業 PR 実績、使用契約実績、使用料の活用方策、実行委員会の実施状況、収支等）及び本事業の改善が必要な事項等について、毎年度、名古屋市（河川計画課）へ報告します。

② 河川占用申請事務

河川敷地を排他的独占的に使用するためには河川占用の許可申請が必要となるため、堀川の河川管理者である名古屋市長あて、河川法第 24 条に基づく土地の占用許可の申請、工作物の設置を行う場合は河川法第 26 条に基づく工作物設置許可申請（参考資料⑥「**河川占用申請事務**」参照）を行うこととなります。対象期間内における変更手続き等も受託者が行います。

許可時に許可条件が付される場合、許可条件を遵守してください。

また、河川敷地を占用するため、愛知県流水占用料等徴収条例に基づき、愛知県が占用料を原則徴収します（参考資料⑦「**愛知県流水占用料等徴収条例**」参照）。

③ 清掃管理等

区域内の遊歩道、広場の利用状況等を常に把握するため、以下の業務を行います。

現地巡視：イベント実施の前後、イベント実施等がない期間は週に 1 回程度実施します

清掃管理：オープンカフェやイベント実施等によるゴミの散乱等がないようにします

④ 損害賠償等保険への加入

事業運営にあたっては、利用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入します。

なお、保険加入後、保険証書の写しを名古屋市（河川計画課）あて提出してください。

⑤ 緊急時の連絡

現地巡視や清掃管理業務等を行う中で、区域内の違法物件^{※1}や河川管理施設の損傷^{※2}等を発見した場合は、名古屋市（河川計画課、河川管理課及び土木事務所）他、関係行政機関へ連絡します。その他、河川増水等の緊急時に備え、情報伝達体制を整備するとともに、オープンカフェ事業者、イベント使用者等へ適切に連絡が取れるようにします。また、利用者が安全、円滑に避難できるよう努めます。

※1：利用区域の違法物件については、名古屋市へ報告し、協力して除去するよう努めてください。特に、オープンカフェやイベントの相談時等に、違法物件に該当する場合は設置しないよう説明を行ってください。

※2：施設の修繕は、名古屋市で行います。ただし、占用主体の都合により設置した施設は除きます。

⑥ 鍵の管理

広場でイベント等の実施に電気が必要な場合に備え、分電盤の鍵を名古屋市からお貸ししますので、責任をもって鍵を管理します。また、他のイベント主催者が電気を使用する際に鍵の貸出しを行います。貸出しにあたり、紛失等の無いよう十分に注意してください。

⑦ その他打合せ、連絡調整等

名古屋市（河川計画課）との定例の打合せとして年4回程度行うほか、必要に応じて別途打合せを行います。

また、必要に応じて、名古屋市（河川計画課、河川管理課、土木事務所）、堀川ギャラリー及び関係者と連絡調整等を行います。

7. 業務実施における条件等

本業務は、河川法のほか関連する法令・条例等を遵守し、名古屋市長から受けた河川占用許可を前提に実施してください。また、関係者との事前調整、苦情対応、第三者への損害の負担、来場者の整理等は自らの責任により、行ってください。その他の条件は以下のとおりです。

(1) 占用施設

本業務において、占用許可を受けることができる施設は次のとおりとします。

《占用施設》 テーブル、椅子、パラソル、ワゴン等イベント実施に必要な工作物等

審査基準は「堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準」（参考資料④「**堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準**」参照）に基づき、実施します。占用主体として、審査基準の変更を希望する場合は、実行委員会に諮ったうえで、名古屋市（河川計画課及び河川管理課）と協議し、自らの責任と費用負担により変更することができます。

(2) 使用料

民間事業者やイベント利用者との使用契約に伴う使用料は、受託者が徴収し、その収入は、納屋橋地区における、維持管理もしくは良好な水辺空間の保全、創出を図るために利用することとします。

占用主体として、使用料の変更を希望する場合は、実行委員会に諮ったうえで、名古屋市（河川計画課）と協議し、自らの責任と費用負担により変更することができます。

使用料収入は、当該業務委託費には含まれません。

(3) 平成 27 年 4 月 1 日からの河川占用

対象期間の占用主体として選考されたのち、速やかに平成27年4月1日からの占用許可申請について、名古屋市（河川計画課及び河川管理課）と協議し、必要書類を提出するものとします。

(4) 河川工事等に伴う占用可能な遊歩道の範囲の変更

河川工事等の工事（他の占用者による工事を含みます）等のために、占用許可の範囲が変更されることによって遊歩道が使用可能な範囲を変更せざるを得ない場合は、それに応じることになります。

8. その他

納屋橋地区でのこれまでの取組みについては、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表していますので、必要に応じて参照してください。

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-4-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

参考資料

(目次)

- ①河川敷地占用許可準則の一部改正
- ②使用実績
- ③都市・地域再生等利用区域指定図
- ④堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準
- ⑤使用料の使途
- ⑥河川占用申請事務
- ⑦愛知県流水占用料等徴収条例

①河川敷地占用許可準則の一部改正

国河政第135号
平成23年3月8日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事
札幌市長
仙台市長
千葉市長
横浜市長
静岡市長
浜松市長
名古屋市長
大阪市長
堺市長
岡山市長 〃

国土交通事務次官

河川敷地占用許可準則の一部改正について

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

別 紙

河川敷地占用許可準則の一部を次のとおり改正する。

第二に次の一項を加える。

- 4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

第六第二号中「日本道路公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第十八第3項中「条件等」を「条件」に改める。

第二十一中「許可条件をいう。」の右に「以下同じ。」を、「河川管理者」の右に「又は河川監理員」を加え、「措置する」を「法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をする」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例 (都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であつて、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使

- 用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
 - 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占有の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
 - 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
 - 5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占有の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- （通則の適用）
- 第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占有の許可について適用する。

附 則

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占有については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

河川敷地占用許可準則新旧対照表

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。</p> <p>2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。</p> <p>3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。</p> <p>4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。</p> <p style="text-align: right;">（占用許可の手続）</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。</p> <p>2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。</p> <p>3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。</p> <p style="text-align: right;">（占用許可の手続）</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。</p> <p>第二章 通則</p> <p>（占用許可の基本方針）</p> <p>第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第一項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるとする。</p> <p>2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画につい</p>	<p>第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。</p> <p>第二章 通則</p> <p>（占用許可の基本方針）</p> <p>第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第一項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるとする。</p> <p>2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画につい</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>て河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があつた場合に於いては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにならなければならない。</p> <p>（占用主体）</p> <p>第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとす。ただし、第七号に規定する占用施設を 設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特 別な法律に基づき設立された法人</p> <p>三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性的のある事業又は活動を行う者</p> <p>四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者</p> <p>五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者</p>	<p>て河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があつた場合に於いては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにならなければならない。</p> <p>（占用主体）</p> <p>第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとす。ただし、第七号に規定する占用施設を 設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）</p> <p>二 日本道路公団、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人</p> <p>三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性的のある事業又は活動を行う者</p> <p>四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者</p> <p>五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第一項第六号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）</p> <p>（占用施設）</p> <p>第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設</p> <p>イ 公園、緑地又は広場</p> <p>ロ 運動場等のスポーツ施設</p> <p>ハ キャンプ場等のレクリエーション施設</p> <p>ニ 自転車歩行者専用道路</p> <p>ニ 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設</p> <p>イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル</p> <p>ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路</p> <p>ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設</p> <p>ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所</p> <p>ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な</p>	<p>六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第一項第六号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）</p> <p>（占用施設）</p> <p>第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設</p> <p>イ 公園、緑地又は広場</p> <p>ロ 運動場等のスポーツ施設</p> <p>ハ キャンプ場等のレクリエーション施設</p> <p>ニ 自転車歩行者専用道路</p> <p>ニ 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設</p> <p>イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル</p> <p>ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路</p> <p>ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設</p> <p>ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所</p> <p>ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>施設</p> <p>イ 防災用等へリコプター離発着場又は待機施設</p> <p>ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設</p> <p>四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設</p> <p>イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設</p> <p>ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの</p> <p>ハ 地下に設置する道路、公共駐車場</p> <p>ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）</p> <p>ホ 防犯灯</p> <p>五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設</p> <p>イ 河川教育・学習施設</p> <p>ロ 自然観察施設</p> <p>ハ 河川維持用具等倉庫</p> <p>六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設</p> <p>イ 公共的な水上交通のための船着場</p> <p>ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）</p> <p>ハ 荷揚場（通路を含む。）</p> <p>ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設</p>	<p>施設</p> <p>イ 防災用等へリコプター離発着場又は待機施設</p> <p>ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設</p> <p>四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設</p> <p>イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設</p> <p>ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの</p> <p>ハ 地下に設置する道路、公共駐車場</p> <p>ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）</p> <p>ホ 防犯灯</p> <p>五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設</p> <p>イ 河川教育・学習施設</p> <p>ロ 自然観察施設</p> <p>ハ 河川維持用具等倉庫</p> <p>六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設</p> <p>イ 公共的な水上交通のための船着場</p> <p>ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）</p> <p>ハ 荷揚場（通路を含む。）</p> <p>ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設</p> <p>イ 通路又は階段</p> <p>ロ いけす</p> <p>ハ 採草放牧地</p> <p>ニ 事業場等からの排水のための施設</p> <p>八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設</p> <p>イ グライダー練習場</p> <p>ロ ラジコン飛行機滑空場</p> <p>2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。</p> <p>3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。</p> <p>(治水上又は利水上の基準)</p>	<p>七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設</p> <p>イ 通路又は階段</p> <p>ロ いけす</p> <p>ハ 採草放牧地</p> <p>ニ 事業場等からの排水のための施設</p> <p>八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設</p> <p>イ グライダー練習場</p> <p>ロ ラジコン飛行機滑空場</p> <p>2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。</p> <p>3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。</p> <p>(治水上又は利水上の基準)</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならぬ。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。</p> <p>2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。</p> <p>一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。</p> <p>三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を生じさせないものであること。</p> <p>四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い弱な場所に設置するものでないこと。</p> <p>五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。</p>	<p>第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならぬ。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。</p> <p>2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。</p> <p>一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。</p> <p>三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を生じさせないものであること。</p> <p>四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い弱な場所に設置するものでないこと。</p> <p>五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>（他の者の利用との調整等についての基準）</p> <p>第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されているなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。</p> <p>（河川整備計画等との調整についての基準）</p> <p>第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合には、当該計画に沿ったものでなければならぬ。</p> <p>2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。</p> <p>（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）</p> <p>第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならぬ。</p>	<p>（他の者の利用との調整等についての基準）</p> <p>第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されているなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。</p> <p>（河川整備計画等との調整についての基準）</p> <p>第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合には、当該計画に沿ったものでなければならぬ。</p> <p>2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。</p> <p>（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）</p> <p>第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならぬ。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>（占用の許可の期間）</p> <p>第十二 占用の許可の期間は、第七第一項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては三年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p> <p>2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。</p> <p>（占用の許可の内容、条件、監督処分等）</p> <p>第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切な内容のものとする。</p> <p>2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。</p> <p>3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。</p> <p>4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。</p>	<p>（占用の許可の期間）</p> <p>第十二 占用の許可の期間は、第七第一項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては三年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p> <p>2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。</p> <p>（占用の許可の内容、条件、監督処分等）</p> <p>第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切な内容のものとする。</p> <p>2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。</p> <p>3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。</p> <p>4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>（継続的な占用の許可）</p> <p>第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するため の許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するた め、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可するこ とが不適當であると認められるときは、この準則に適合するも のとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短 い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。</p> <p>（一時占用の許可）</p> <p>第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一 時的な占用の許可については、この準則によらないことができ る。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内 容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用す ることになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反す る許可をしてはならない。</p> <p>第三章 包括占用の特例</p> <p>（包括占用の許可）</p> <p>第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下 「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全 上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地につ いて、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置す る場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地 方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）</p>	<p>（継続的な占用の許可）</p> <p>第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するため の許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するた め、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可するこ とが不適當であると認められるときは、この準則に適合するも のとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短 い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。</p> <p>（一時占用の許可）</p> <p>第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一 時的な占用の許可については、この準則によらないことができ る。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内 容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用す ることになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反す る許可をしてはならない。</p> <p>第三章 包括占用の特例</p> <p>（包括占用の許可）</p> <p>第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下 「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全 上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地につ いて、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置す る場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地 方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>の許可をすることができるものとする。</p> <p>2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。</p> <p>（第十第一項に規定する計画等との調整）</p> <p>第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合においては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならぬ。</p> <p>（包括占用区域の施設設置者による利用）</p> <p>第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めたる者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該</p>	<p>の許可をすることができるものとする。</p> <p>2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。</p> <p>（第十第一項に規定する計画等との調整）</p> <p>第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合においては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならぬ。</p> <p>（包括占用区域の施設設置者による利用）</p> <p>第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めたる者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。 三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。 <p>（包括占用の許可の申請及び条件等）</p> <p>第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。</p> <p>2 包括占用の許可をする場合には、第十三第二項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的な利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。</p>	<p>施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。 三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。 <p>（包括占用の許可の申請及び条件等）</p> <p>第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。</p> <p>2 包括占用の許可をする場合には、第十三第二項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的な利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。</p> <p>（包括占用区域における工作物の設置等の許可）</p> <p>第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。</p> <p>2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時にを行うこともできるものとする。</p> <p>3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。</p> <p>4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。</p> <p>5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。</p> <p>6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。</p> <p>（包括占用許可に係る監督処分等）</p> <p>第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（</p>	<p>3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。</p> <p>（包括占用区域における工作物の設置等の許可）</p> <p>第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。</p> <p>2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時にを行うこともできるものとする。</p> <p>3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。</p> <p>4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。</p> <p>5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。</p> <p>6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。</p> <p>（包括占用許可に係る監督処分等）</p> <p>第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があるとき認められる場合においては、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。 <p>第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例</p> <p>（都市・地域再生等利用区域の指定等）</p> <p>第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。</p> <p>2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けるこ</p>	<p>法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があるとき認められる場合においては、河川管理者は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>とができる施設及びその許可方針を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広場 二 イベント施設 三 遊歩道 四 船着場 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。） 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等 七 日よけ 八 船上食事施設 九 突出看板 十 川床 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。） <p>4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第六に掲げる占用主体 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの 三 営業活動を行う事業者等 <p>5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あら</p>	

河川敷地占用許可準則 (旧)	河川敷地占用許可準則 (新)
	<p> はじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならぬ。 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならぬ。 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。 (都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可) 第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占有主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占有方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができ。 (占有の許可の期間) 第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。 (占有者以外の施設利用) </p>

河川敷地占用許可準則（旧）	河川敷地占用許可準則（新）
	<p>第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等 占用主体となる占用にあつては、その占用施設を営業活動を行 う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二 第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下 この章において同じ。）をさせることができるものとする。</p> <p>2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲 げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを 含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すも のとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約 を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用 料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河 川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、 創出を図るための費用に充てること。 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回 以上で河川管理者が定める回数報告すること。 <p>3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二 十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。） が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占 用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その 内容を河川管理者に報告しなければならない。</p> <p>4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用 の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、 施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約 の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。</p> <p>二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。</p> <p>三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。</p> <p>四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。</p> <p>5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をすものとする。</p> <p>一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>（通則の適用）</p> <p>第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。</p> <p>附 則 （経過措置）</p>	<p>附 則 （経過措置）</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>1 この準則の制定の際の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。</p> <p>2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。 （社会実験）</p> <p>3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができるものとする。</p> <p>4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。</p> <p>附 則（平成23年3月8日国河政第135号）</p> <p>1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。</p> <p>3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>1 この準則の制定の際の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。</p> <p>2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。 （社会実験）</p> <p>3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができるものとする。</p> <p>4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。</p>

②使用実績

1 長期利用（オープンカフェ）

(1)平成 24 年度 4 件

(2)平成 25 年度 5 件

※年度末時点の契約件数

2 短期利用

(1)イベント

①平成 24 年度 46 日

②平成 25 年度 55 日

(2)オープンカフェ

なし

(3)その他

①平成 24 年度 40 日

②平成 25 年度 39 日

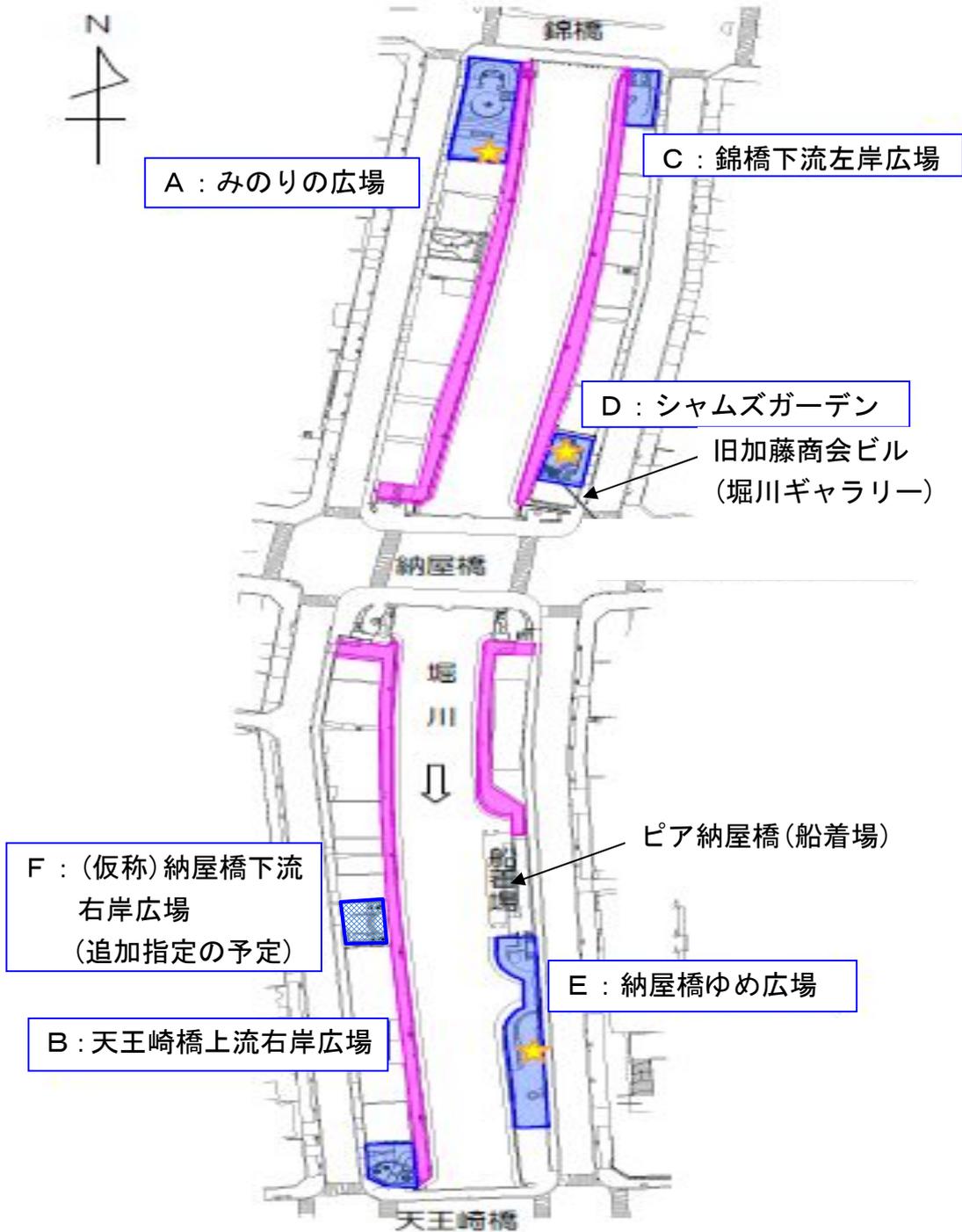
【参考】定期的に開催されている主な既存イベント等（※1）

イベント名	開催時期	開催場所（※2）
鯉城・堀川清掃活動	毎月 1 回（第 2 火曜日） ただし 8 月は開催しない	各親水広場 各遊歩道
なやばし夜イチ	毎月第 4 金曜日、 3 の倍数月は第 4 金・土曜日	みのりの広場 錦橋右岸遊歩道、ほか
堀川ワワーフェスティバル		
ハギソグバスケット作成会	4月中旬～下旬（土・日曜日 含む 5 日間程度）	ゆめ広場
開会式・ステージイベント等	GW 明けの金曜日、及びそれ 以降の 5 月の土・日曜日	シャムスガーデンほか
ハギソグバスケットによる修景	ハギソグバスケット作成会～ ワワーフェスティバル最終日の翌日	シャムスガーデン 各遊歩道
堀川エコホットテスト	8 月（週末の 1 日）	ゆめ広場
堀川一斉大清掃（クリーン堀川）	9 月下旬（週末の 1 日）	各親水広場、各遊歩道
堀川ウォーターミュージックフェスティバル	10 月（週末の 2 日）	シャムスガーデンほか

※1 イベントの詳細は、各イベントのウェブサイトを参照

※2 開催場所は毎年一定ではない

③都市・地域再生等利用区域指定図



イベント使用ができる区域

 遊歩道
※一般通行用に
通路確保の必要あり

 川沿いの親水広場

(参考)

 電源設備(20A)

A:みのりの広場	約 300 m ²
B:天王崎橋上流右岸広場	約 110 m ²
C: 錦橋左岸下流広場	約 20 m ²
D:シヤムズガーデン	約 150 m ²
E: 納屋橋ゆめ広場	約 350 m ²
F: (仮称) 納屋橋下流右岸広場	約 140 m ²

④堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準

堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準

(目的)

第1条 この基準は、堀川水辺活用推進事業要綱（以下、「要綱」という。）第3章の事業を実施する際に必要な手続き及び利用基準等を定めるものである。

(運営主体)

第2条 納屋橋地区の河川敷地の利活用は、要綱第20条に定める組織で運営する。

(占有主体)

第3条 納屋橋地区の都市地域再生等占有主体は、河川占有準則第22第4第1号（準則第6第4号）に該当する公益法人で堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会の承認を得た都市・地域再生等占有主体（以下、「占有主体」という。）とする。

(占有主体の役割)

第4条 占有主体は、占有施設について営業活動を行う事業者等（以下、「施設使用者」という。）に使用をさせることができるものとし、この場合には、第5条に規定する手続きを行う。

- 2 占有主体は、施設使用に関する施設使用者からの相談において、違法物件に該当する場合は設置しないよう説明を行う。
- 3 占有主体は、納屋橋地区内の親水広場、遊歩道等の利用状況を常に把握するため、週に1回程度の現地巡視と清掃管理を行う。
- 4 占有主体は、河川敷地の利用等の事業運営にあたり、利用者及び第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入する。

(施設利用手続き)

第5条 占有施設について施設使用者に使用させることができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 主に地先事業者がオープンカフェ等実施のために、年間通じて利用する「長期利用」
 - (2) 堀川や納屋橋の賑わい創出や魅力発信のイベント等実施のために1週間程度の期間、利用する「短期利用」
- 2 長期利用は、施設使用者がオープンカフェ使用申込みを行い、占有主体が審査、施設使用料徴収、使用承諾書を交付した上で、使用を認める。
 - 3 短期利用は、施設使用者がイベント使用申込みを行い、占有主体が審査、施設使用料徴収、使用承諾書を交付した上で、使用を認める。

4 前3項の他、他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は必要な手続きを行う。

(施設使用料)

第6条 占有施設について施設使用者に使用させることにより施設使用料を得る場合には、その収入を、納屋橋地区の施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとする。

- 2 長期利用の施設使用料は、3,000円/㎡・年で算出する。ただし、年度途中からの契約等は月単位で計算し、その料金は250円/㎡・月で算出する。
- 3 短期利用の施設利用料は、別表1に定めた額とする。
- 4 短期利用の場合の使用料徴収にあたり、別表2の場合は全額を免除する。
- 5 占有主体は、施設使用料の徴収、支出管理を適正に行い、名古屋市へ報告する。

(長期利用の使用基準)

第7条 長期利用で、以下事項を満たす場合に使用を認めるものとする。

- (1) 利用区域は、自店舗前面の間口範囲内の遊歩道の区域とする。ただし、他の者の河川の自由使用を著しく妨げるようなことがないよう努めると共に、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保すること。
- (2) 使用承諾できる期間は、毎年4月1日から3月31日までとし、使用を継続する場合には再度手続きを行うこと。
- (3) 使用にあたっては、あらかじめ施設使用料を占有主体に支払い、使用承諾を受けること。
- (4) その他利用にあたり、次の条件を付す。
 - ア 占有施設は移動可能な簡易なもの(テーブル、イス、パラソル、ワゴン等)とし、施設使用者が自店舗前面に設置する可動式日よけを含む。
 - イ 上記占有施設は、自店舗の営業時間外は撤去、収納すること。

(短期利用の使用基準)

第8条 短期利用で、以下事項を満たす場合に使用を認めるものとする。

- (1) 利用区域は、遊歩道(手すり、護岸含む)及び親水広場の区域とする。ただし、長期利用区域を除き、他の者の河川の自由使用を著しく妨げるようなことがないよう努めると共に、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保すること。
- (2) 使用承諾できる期間は、原則1週間以内とする。ただし、修景美化施設については、あらかじめ相当の期間を定め、承諾を受けることとする。
- (3) 使用を認める用途、主催者、利用可能時間、使用条件は別表3による。
- (4) 利用にあたっては、次の行為を禁止する。
 - ア 公序良俗に反する行為

- イ 一般歩行者等の通行を妨げる行為
- ウ 要綱第1条の目的に反し、営利のみを目的とする行為
- エ 短期的オープンカフェを除き、物品販売及び飲食物の提供のみを目的とする行為
- オ 周辺住民や利用者等に迷惑をかける行為
- カ 施設や設備に損傷を与える行為
- キ 焚き火等の危険行為

(短期利用の使用申込み)

第9条 短期利用の使用申込みは、以下のとおり取り扱う。

- (1) 申込期限は原則として使用希望月の3ヵ月前の初日とする。
- (2) 使用希望日が重複する申込みがあった場合は、内容等により審査を行い、決定する。
- (3) 申込期限を過ぎた後、利用者がいない場合は随時先着順に受け付ける。

(使用基準等の変更)

第10条 前3条の規定に関わらず、実行委員会は名古屋市と協議の上で、自らの責任と費用負担により取り扱いを変更することができる。

(使用承諾の取り消し)

第11条 施設使用者が、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していることが判明した時は、使用承諾の全部または一部を取り消すものとする。

(報告)

第12条 実行委員会は、毎年度、名古屋市へ以下に掲げる事項について報告する。

- (1) 施設利用実績(利用件数、内容、利用料及びその活用状況)
- (2) 専用ウェブサイトの利用実績
- (3) 事業の実施にあたり変更した使用基準等
- (4) 事業の実施にあたり改善が必要と考えられる事項
- (5) その他、必要なもの

(適用除外)

第13条 堀川納屋橋地区水辺活用推進事業の実施にあたり、この基準に定めのない場合又は疑義の生じた場合には、名古屋市、実行委員会、その他関係者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から実施する。

(別表1) 短期利用の使用料

	名 称	使用面積 (㎡)	電源 設備	使用料 (円/日)	
				敷地のみ	敷地と電源
A	みのりの広場	約 300	有	2, 4 0 0	2, 5 0 0
B	天王崎橋上流右岸広場	約 110	無	9 0 0	—
C	錦橋下流左岸広場	約 20	無	2 0 0	—
D	シャムズガーデン	約 150	有	1, 2 0 0	1, 3 0 0
E	納屋橋ゆめ広場	約 350	有	2, 8 0 0	2, 9 0 0
R	リバーウォーク	—	無	a : 2, 0 0 0	a : 2, 1 0 0
	a 錦橋~納屋橋(右岸)			b : 8 0 0	b : 9 0 0
	b 錦橋~納屋橋(左岸)			c : 1, 1 0 0	c : —
	c 納屋橋~天王崎橋(右岸)			d : 5 0 0	d : —
	d 納屋橋~天王崎橋(左岸)				

(備考)

1. 使用面積は広場の全体面積からスロープ・階段等の面積を除く
2. 使用する時間が6時間未満の場合は半額
3. テレビや雑誌等の撮影については、時間・使用区域に関わらず1,300円/日とする

(別表2) 短期利用時の使用料免除

① 主催者が以下の者の場合

あ	国、地方公共団体
い	納屋橋地区の都市・地域再生等占用主体
う	中区、中村区内の商店街振興組合
え	周辺学区の町内会、子ども会等
お	国、地方公共団体又は納屋橋地区河川敷地利用実行委員会（構成員を含む。）が委員となる実行委員会

② 使用用途が以下の場合

か	芸術、文化的イベントのうち有償提供、物品販売を伴わないもの
き	修景美化
く	テレビや雑誌等の撮影のうち報道に該当するもの

(別表3) 短期利用条件等(用途、主催者、利用可能時間、使用条件)

① イベント利用

使用用途	主催者	使用時間	使用条件(特記事項)
商店街振興組合主催の販売促進イベント	中区・中村区内にある商店街振興組合	午前6時から 午後9時まで	*参加無料であること *参加無料であること *納屋橋地区の賑わい創出、堀川浄化等に還元する取組み※を行う場合を可とする
地域住民主催のイベント	周辺学区の町内会・子ども会等		
芸術、文化的イベント	限定しない		
その他地域還元を伴うイベント			

※飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める

※納屋橋地区の賑わい創出、堀川浄化等に還元する取組みとは、清掃、修景美化、広報協力(協賛金)、イベント実施の活動目的に納屋橋地区賑わい創出、堀川浄化を掲げている等

② 短期的オープンカフェ使用

使用用途	主催者	使用時間	使用条件(特記事項)
地域店舗等によるオープンカフェ	納屋橋周辺の店舗事業者等	午前6時から午後9時まで	*①～④の使用を優先する *テーブル、イス、パラソルなど移動容易な施設であること、及び毎日片付けること *店名・メニュー等の掲示は、提供又は販売場所の直近に限り認める

③ その他の使用

使用用途	主催者	使用時間	使用条件(特記事項)
修景美化	限定しない	終日	*イルミネーション、フラワーポット、ハンギングバスケット等、納屋橋地区の修景美化に寄与するものを可とする *手すり、護岸に設置する場合は、構造上問題のないものとする *設置者の名称程度の看板設置は認める
テレビや雑誌等の撮影			*河川敷地を独占的に使用する場合は短期利用の対象とする

⑤使用料の用途

徴収した使用料は、下表のとおり維持管理もしくは良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充ててきた。

表 使用料の収支について

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
収入	281,400 円	343,100 円
	【内訳】	
	長期利用 228,000	長期利用 230,250
	短期利用・イベント 53,400	短期利用・イベント 59,700
		テント使用料 8,000
		平成 24 年度未執行収入 45,150
支出	236,250 円	353,500 円
	【内訳】	
	イルミネーション 236,250	イルミネーション 262,500
		植替管理 91,000
収支	45,150 円	△10,400 円

⑥河川占用申請事務

1) 河川法抜粋：第24条（土地の占用の許可）、第26条（工作物の新築等の許可）、32条（流水占用料等の徴収等）

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(流水占用料等の徴収等)

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

2) 河川占用等の手続き (名古屋市公式ウェブサイトより抜粋)

河川区域内での工作物の新築等、土地の占用の許可申請(河川法第24条・第26条)

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものです。

特定の人がある一定の目的で川や河川敷地を独占的に使用しようとする場合には、その河川管理者の許可が必要です。

なお、すべての申請に対して許可ができるとは限りません。許可は、河川に水が流れる上で支障があるかどうか、また必要以上に大きなものでないかなど、申請内容をよくお聞きした上で、許可できるものについて出すこととなります。申請する場合は、必ず事前に河川管理課までご相談ください。

※名古屋市公式ウェブサイト 下記参照

トップページ>暮らしの情報>届出と照明>申請書・届出書ダウンロード
>市街地・道路・建築・緑地・農地>河川占用許可申請

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-9-16-0-0-0-0-0-0.html>

⑦愛知県流水占用料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項及び第七十四条第五項の規定による流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(流水占用料等の徴収)

第二条 法第二十三条の許可又は法第二十三条の二の登録を受けた者からは、別表第一流水占用料の額の欄に定める額に流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の流水占用料を徴収する。ただし、当該流水の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表流水占用料の額の欄に定める額に各年度における流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額を徴収する。

2 法第二十四条の許可を受けた者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の土地占用料を徴収する。

一 土地の占用の期間が一月以上の場合 別表第二土地占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表土地占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額とする。

二 土地の占用の期間が一月未満の場合 別表第二土地占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表土地占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額とする。

3 法第二十五条の許可を受けた者からは、別表第三に定めるところに従って計算して得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。

（流水占用料等の徴収方法）

第三条 流水占用料等は、法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をした流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の期間に係る分を、法第二十三条の許可（発電のためにする流水の占用に係るものを除く。）又は法第二十四条若しくは第二十五条の許可に係るものにあつては当該許可をした日（国土交通大臣又は名古屋市長の許可に係るものにあつては、法第三十二条第四項の規定により知事に通知のあつた日）から一月以内に、法第二十三条の許可（発電のためにする流水の占用に係るものに限る。）又は法第二十三条の二の登録に係るものにあつては知事が指定する日までに、納入通知書により徴収する。ただし、流水又は土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料又は土地占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収する。

（流水占用料等の還付）

第四条 納付された流水占用料等は、還付しない。ただし、知事は、法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、納付された流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付する。

（流水占用料等の免除）

第五条 知事は、次に掲げる場合には、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公共のために流水の占用等をするとき。
- 二 かんがい又は上水道のために流水の占用等をするとき。
- 三 飲用のために流水の占用をするとき。
- 四 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十九条の規定により効力を有する河川法施行規程（明治二十九年勅令第二百三十六号）第九条の規定により許可を受けて土地の占用をするとき。
- 五 その他知事が公益上特に必要と認めるとき。

(延滞金の徴収等)

第六条 流水占用料等を納期限までに納入しない者からは、延滞金を徴収するものとし、その額は、納期限の翌日からその流水占用料等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数に応じ、納付すべき流水占用料等の額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算して得た額とする。この場合において、流水占用料等の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の算出の基礎となる流水占用料等の額は、その納付のあった額を控除した額とする。

2 前項の延滞金に百円未満の端数の額があるとき、又はその額が百円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は、徴収しない。

3 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第一項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

別表第一（第二条関係）

流水の占用の区分		単位	流水占用料の額
			(単位円)
発電の用に供する場合	揚水式発電所以外の発電所	一 1 昭和四十年十月一日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所	一年につき 次の式により算出した額 $1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 436 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
		2 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十年十月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	
		二 一の項に掲げる発電所以外の発電所	一年につき 次の式により算出した額 $1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
	揚水式発電所	三 1 昭和四十八年四月一日以降に発電を開始した発電所	一年につき 次の式により算出した額
		2 昭和四十八年三月三十一日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十八年四月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。）	$\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 436 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 } a$
		イ 昭和四十年九月三十日以前において発電を開始した発電所で増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した	

		額が、増設前の理論水力について五の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないもの		
		□ 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について四の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないもの		
		四 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所（三の項2に掲げるものを除く。）	一年につき	次の式により算出した額 $\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 436 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数} b$
		五 三の項及び四の項に掲げる発電所以外の発電所	一年につき	次の式により算出した額 $\{1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数} b$
鉱工業の用に供する場合			毎秒一立方メートル一年につき	四、一四七、〇〇〇
水車の用に供する場合			毎秒一立方メートル一年につき	一、三八六、〇〇〇
その他の場合			毎秒一立方メートル一年につき	一三七、〇〇〇

備考

- 一 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとし、一キロワット未満の端数は、切り捨てる。
- 二 補正係数 a 及び補正係数 b は、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十八条第一項第三号の規定による定めにより算定した数とする。

三 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、その期間又は端数を一月とみなして計算する。

別表第二（第二条関係）

土地の占用の区分		単位	土地占用料の額（単位円）		
			名古屋市の区 域	名古屋市以外 の市の区域	町及び村の区 域
耕地の用に供する場合		占有面積一平方メ ートル一年につき	一八	一八	一八
柱類を設 ける場合	第一種電柱	一本一年につき	一、一〇〇	八四〇	八二〇
	第二種電柱	一本一年につき	一、六〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
	第三種電柱	一本一年につき	二、二〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
	第一種電話柱	一本一年につき	九五〇	七五〇	七三〇
	第二種電話柱	一本一年につき	一、五〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
	第三種電話柱	一本一年につき	二、一〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇
	その他の柱類	一本一年につき	九五	七五	七三
塔類を設ける場合		占有面積一平方メ ートル一年につき	二六〇	一八五	一七五
ゴルフ場の用に供する場合		占有面積一平方メ ートル一年につき	八五	八五	八五
宅地の用に供する場合		占有面積一平方メ ートル一年につき	三二〇	一八〇	九四
その他の場合（発電の用に 供する場合を除く。）		占有面積一平方メ ートル一年につき	四六〇	二五〇	一四〇

備考

- 一 柱類を設ける場合における第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 二 柱類を設ける場合における第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持

- するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 三 占用面積が一平方メートル未満であるとき、又は占用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、占用面積又は端数を一平方メートルとみなして計算する。
- 四 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、その期間又は端数を一月とみなして計算する。

別表第三（第二条関係）

採取物の種類	単位	土石採取料その他の河川産出物採取料の額 (単位円)
土砂	一立方メートルにつき	二〇〇
砂利	一立方メートルにつき	二〇〇
れき（栗石を含む。）	一立方メートルにつき	二〇〇
丸石及び岩石	二十キログラム以上四十キログラム未満のもの一個につき	二九
	四十キログラム以上八十キログラム未満のもの一個につき	七四
	八十キログラム以上百二十キログラム未満のもの一個につき	一四〇
	百二十キログラム以上二百キログラム未満のもの一個につき	一七〇
	二百キログラム以上のもの一個につき	二九〇
	鑑賞用のものその他特殊なもの一個につき	知事はその都度産出地付近の類似物件の売買価格を標準として定める額
その他の河川産出物		知事はその都度産出地付近の類似物件の売買価格を標準として定める額

備考 採取の量が一立方メートル未満であるとき、又はその量に一立方メートル未満の端数があるときは、その量又は端数を一立方メートルとみなして計算する。